

Frente

フレンテ

フレンテとはスペイン語で「前向き」という意味です。

vol.29
2007.4

三重県 地域の動き 紹介!

フレンテみえは応援します。
あなたのまちの男女共同参画。



芥川賞作家のエッセイ!!

団塊の世代に生きる
人へのメッセージ

新年度の
第1弾!

三田誠広さん

「老後は第二の
青春時代」

四日市市でパワフルに活動する人取材!

「すべての基盤は
“男女共同参画”。
地域から変えていく!」

平成19年4月1日から変わります!

三重県の最新ニュース!

三重県男女共同参画
基本計画改訂

新しくなりました!

経営者も働く人も知っておきたい法のこと

改正男女雇用機会均等法

改正のポイントを紹介。



三重県の男女共同参画 地域の取組紹介！

男女共同参画の 視点で進める まちづくり

平成18年度のテーマは「男女共同参画の視点で進めるまちづくり」。
市町村合併後、あなたのまちの男女共同参画はどのような状況でしょうか？
平成18年度（2006.4～2007.3）、三重県の各地域で男女共同参画に関する様々な動きがありました。
なかでも、フレンテみえが「出前フレンテ」などで関わった4市の取組の一部をご紹介します。

四日市市 の取組

Topic
2006

「四日市市男女共同参画推進条例」が平成18年4月1日に施行されました。



男女共同参画アドバイザー養成講座

四日市市男女共同参画推進条例制定を受け、地域の男女共同参画アドバイザーを養成するための入門講座です。平成18(2006)年11月～12月に全4回で開催し、男女共同参画と条例についての学習のほか、講師を交えての意見交換を行い、その企画・運営にフレンテみえも参画しました。

つどいよっかいち女と男



条例制定記念、男女共同参画センター10周年を記念し、「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに平成18(2006)年10月1日に開催しました。またこのイベントで男女共同参画センターの愛称「はもりあ四日市」が発表されました。フレンテみえもパネル展を行いました。



鈴鹿市 の取組

Topic
2006

「鈴鹿市男女共同参画推進条例」が平成18年6月29日公布・施行されました。



ジェフリーふえすた2007

鈴鹿市男女共同参画推進条例制定記念イベントとして、平成19(2007)年2月10日には、樋口恵子さんをお招きして講演会とパネルディスカッションを開催。翌日には、団体の発表やアニメビデオ上映会など実施。また、川柳・短歌などの募集作品の展示・投票も行われました。フレンテみえもパネル展を行いました。



志摩市 の取組

Topic
2006

「志摩市男女共同参画推進プラン～志摩おもいやりプラン～」が平成18年3月に策定されました。



男女共同参画教職員研修 「先生と子どもたちの男女共同参画」

プランについての理解を深め広めるため、男女共同参画はやはり教育の現場からとの趣旨のもと、平成18(2006)年8月3日に教職員向けの研修会を開催しました。フレンテみえもパネル展を行いました。

熊野市 の取組

Topic
2006

「熊野市男女共同参画ステッププラン」が平成19年3月に策定されました。



男女共同参画講演会事業 「妻が僕を変えた日」～ささえあう 子育てと自分育て～

熊野市男女共同参画プラン策定記念イベントとして、平成19(2007)年3月3日に広岡守穂さんをお招きして講演会を開催しました。フレンテみえもパネル展を行いました。

「企業対象 男女共同参画推進セミナー」

「男女がいきいきと働いている企業」の事例をもとにした女性の雇用に関するお話と「改正男女雇用機会均等法」のポイントについて企業を対象に平成19(2007)年2月21日に開催されました。フレンテみえもパネル展を行いました。



フレンテな人々



四日市市の常磐地区などで地域に根付いた活動を続けて17年余り。「私は足元の活動をしていきます。」と、地域でパワフルに取り組む飯田淳子さんをご紹介します。

飯田 淳子さん (四日市市)
きずなの会代表、市立四日市病院ボランティアふれあいグループ代表、常磐男女共同参画をすすめる会代表、NPO法人四日市男女共同参画研究所理事、三重県医療審議会委員等と幅広く地道な活動を続けている。

3月6日(火)四日市市で「常磐男女共同参画をすすめる会」主催のもと「女性の活躍で地域が変わる」が行われました。「それいけ!フレンテ取材隊」も参加し、活動の様子を取材させていただきました。

会場は常磐地区市民センターで、参加者は20~80歳代の約40名。県全域の様々な取組から新しいヒントを得て、地域の取組に活かそうという趣旨で行われました。熊野地域の男女共同参画の取組やNPO法人四日市男女共同参画研究所の活動発表があり、それをもとに意見交換が行われました。参加者からは「人口減少時代の今、女性も働いていくには男性の積極的な家事・育児参画がないと」「いよいよ男女共同参画の時代なんだと感じた」などと活発に意見が出されました。

外に目を向け、よいものはどんどん地域に取り込み、それらをまた地域から広げていく。「足元から」着実に種を蒔いていく「常磐男女共同参画をすすめる会」の活動を目の当たりにした学習会でした。

*会の代表である飯田淳子さんにインタビューさせていただきました。

—「常磐男女共同参画をすすめる会」の活動を教えてください。

男 女共同参画社会の実現には、実際に私たちが住んでいる地域が変わらなければと考え、はじめの一步を踏み出しました。メンバーには、連合自治会長や老人会会長なども加わってくださり、男女14名で活動しています。男女共同参画は女性ばかりでなく男性も一緒に進めていかないと。

活動の1年目はメンバーで勉強をし、その次の年にはそれらをどう伝えていけばよいかと考え、寸劇「いつまで男社会」などを三重県シナリオ集より引き出して上演してきました。それをさらに深めていこうと地域の全体に呼びかけ、車座懇談会などを行ってきました。このような活動から「自分の地区でも教えてほしい」とあちこちから声がかかり、年3~4回は周辺地区での学習会に出かけています。

—このような活動を始められたきっかけは?

県 主催の『婦人問題アドバイザー養成講座』(平成2年)が私の原点。そこで、少子高齢化社会の到来など、日本の将来の姿を知ることができ、これから県民としてやるべきことが霧が晴れるように明確になったんです。

—これまでの活動を教えてください。

受 講後、ヘルパーの資格を取得し、「在宅介助きずなの会」を発足しました。そこで集めた声を



丁映像を見ながら発表に耳を傾ける参加者

常磐男女共同参画をすすめる会
常磐地区の住民を中心に、平成15(2003)年より活動。常磐地区の地域の特色と男女共同参画の課題を結びつけながら、男女共同参画社会の実現に向けて地域から取り組んでいる。これまで講演会やワークショップ、寸劇、学習会などを行っている。

もとに作った提言を握りしめ、関係機関へ何度も走りました。何でもここがヘンと思ったら、「行政がやらない」とただ怒っているのではなく、自分たちでできることは何かを考え努力するべきだと。

しかし、自分たちだけでできることにも限界を感じ、近所のつながりがやはり大事だと実感。そして、支えあう地域の力のネットワークができれば平成6年(1994)に伊倉町に「いぐらふれあいの会」を作り、今年で13年目に入りました。地域のお年寄りが月1回集まり交流をする。そのうち家族も加わったり、子どもとの交流もあったり。今も皆が楽しみにされており、地域に根ざした活動となっています。地域の声をしっかり聴き、皆が何を必要としているかを見極めて形にしていくことが大切だと考えています。他にもいくつかの活動をしています。これまでやってきたことをよく考えてみて、すべての基盤は「男女共同参画」だと気づきました。この思いから「常磐男女共同参画をすすめる会」が生まれたのです。

—活動を続けてこられて感じたことは?

「男 女共同参画、これが私のライフワーク!と確信しました。私は人生をかけて男女共同参画を進めていくつもりです。

—飯田さんのように情熱を持って活動する人が核となって地域は変わっていくんですね。ありがとうございました。

三重県男女共同参画 News

三重県男女共同参画基本計画を改訂しました!

今回の改訂では、これまでの事業の評価や三重県男女共同参画審議会からの提言を反映し、取組を強化すべき施策や新たに取組が必要な施策などを盛り込むとともに、今後4年間で取り組む6つの重点事項を掲げました。

改訂計画の重点事項

1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」との国の目標を踏まえ、効果的な取組を進めます。

3. 女性のチャレンジ支援

社会参画や就業したい意欲のある女性が、誰でも能力を發揮できるよう、女性のチャレンジを支援します。企業等に対してポジティブ・アクションの取組を働きかけます。

5. 仕事と家庭・地域生活の両立支援

仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、男女が家庭や地域における生活を大切に、育児・介護休業制度を男性、女性ともに活用できるよう普及を進めるとともに、働き方の見直しを促進します。特に、次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組を促進します。

三重県からのメッセージ

三重県では、今後、この基本計画を着実に推進するため、県の実施する施策について具体的な目標や事業を掲げた実施計画(第三次)の策定を予定しています。一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、今後とも県政へのご理解とご協力をお願いします。

三重県では、平成14(2002)年3月に策定された「三重県男女共同参画基本計画」について、策定後の法制度や社会経済情勢の変化等をふまえ、平成19(2007)年3月に一部改訂を行いました。ここでは、そのポイントをご紹介します。

【計画期間】
平成14(2002)年度~平成22(2010)年度
【改訂内容】
平成19(2007)年度以降の期間に適用

2. 新たな取組を必要とする分野への取組

防災(災害復興を含む)、地域づくり、観光、環境等の各分野における男女共同参画を推進し、地域におけるネットワークづくり活動の支援などを行います。

4. 男性にとっての男女共同参画

男性にとっての男女共同参画の意義等や、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開します。

6. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、ドメスティック・バイオレンス被害者の保護・支援体制の充実に取り組みます。

『三重県男女共同参画基本計画(改訂版)』の詳細については、三重県生活部男女共同参画室へお問い合わせください。
TEL 059-224-2225

地 域 人 生 活 へ 関 心 を 持 ち、 参 画 を 進 め て い っ け ぬ 人 々 を 紹 介 し ます。

飯田さんは、四日市市男女共同参画センター「はもりあ四日市」を拠点に活動されています。

フレンテみえでは2007年団塊世代の大量定年時代を焦点に、平成19年度ファンファーレ事業として、4月28日(土)に芥川賞作家・三田誠広さんを講師に迎え、講演会「明るく自由な第二の青春が始まる」を開催します。団塊世代を生きる人たちへのメッセージです。

輝け!セカンドライフ 老後は第二の青春時代

三年前「団塊老人」という本を書いた時は、団塊の世代が定年の年齢に突入する2007年問題など、ずっと先のことだと感じていたのだが、いまはもうその2007年になってしまった。定年延長をする企業もあるので、団塊世代がいっせいに退職するわけではないが、これから数年を経て、大量の高齢者が職を失うことになる。

日本の労働者は外国からエコノミック・アニマルと呼ばれてきた。これはよく働くという驚きとともに、働くことしか楽しみがないという、気の毒な人たちだという思いがあったのではないと思う。欧米のサラリーマンは一部の管理職を除いては、労働時間も短く、たっぷりとした休暇を与えられている。従って各自が趣味をもち、地域社会にも人間関係を築いている。退職すれば、いよいよこれからが本当の自分の人生だと、希望に燃えて趣味に生き、地域社会のために貢献することになる。

ところが日本の労働者の場合は、会社しかない。日本の会社は村のようなもので、村の人間関係の中で生きることが喜びとなり、働くことが趣味のようなものになっていた。仕事が終わっても会社の同僚と酒を飲み、会社について語り合うことが、あたりまえだと思って生きてきたのだ。そういう人間から会社を奪ってしまったらどうなるか。生き甲斐もなく、友だちもいない、スケガラのような存在になってしまう。

わたしはこれを、日本の企業が生み出した一種の「産業廃棄物」だと思っている。この廃棄物が一家に一人、捨てられてしまうのだから、奥さんをはじめ、家族はたま

ったものではない。スケガラとなった夫の姿を見ているうちに、奥さんの方が亭主在宅症候群になってしまう。夫の方も家でぶらぶらしていると運動不足になり、たちまち病気になる。団塊世代というカタマリがいっぺんに病気になるれば、健康保険も介護保険もパンクしてしまうだろう。

考え方を切り替える必要がある。簡単に言えば、自分の二十歳くらいの頃を思い出せばいいのだ。あの頃の団塊世代は元気いっぱいだった。ギターをもって反戦フォークを歌ったり、ヒッピーふうのファッションで街を闊歩していた。やりたいことがあり、夢があった。生活のために就職して、家庭を築いた人々が、いま定年を迎えようとしている。会社で部長だったとか、そんな過去をさっぱり捨てて、もう一度、青春時代に戻ればいい。みんなボロボロのジーンズをはいて、ギターをかかえて街に出ていこう。時にはコンビニでアルバイトをして小遣いを稼げばいい。これからは老人フリーターの時代だとわたしは考えている。年金も少しは出るから、健康のために体を動かすアルバイトをすればいい。

とにかく外に出ることだ。友だちをたくさん作ろう。ボランティア活動で社会に貢献するのもいい。そのあとのビールがうまいだろうと思う。外で活動していれば長く健康でいられる。高齢者が明るく元気であれば、若者たちも未来に希望がもてる。その意味では、高齢者が幸福になることが、この国の未来を支えることになるのだ。

三田誠広さんがフレンテみえにやってくる!

平成19年度ファンファーレ事業「輝け!セカンドライフ」作家 三田誠広さん講演会「明るく自由な第三の青春が始まる」

2007年団塊世代の大量定年時代を迎えて、どのように生きますか? 三田誠広さんによる団塊世代に贈るメッセージ。「嬉野アイリス」による寸劇、「輝け!セカンドライフ」展、ファイナンシャルプランナーによる無料相談(事前予約制)、(社)レクリエーション協会によるレクリエーション紹介・体験もあります。

日時: 4月28日(土) 13:00~15:30

(無料相談: 11:00~12:00/15:40~16:40)

会場: フレンテみえ1階 多目的ホール

共催: NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 三重支部

申込み受付中!

Essay

執筆者紹介

三田 誠広 さん



1948年大阪生まれ。早大卒。高校在学中に文壇デビュー。1977年「僕って何」で芥川賞。著書は他に「いちご同盟」「桓武天皇」「空海」「団塊老人」「父親が教えるツルカメ算」「ダ・ヴィンチの謎ニュートンの奇跡」など。日本文藝家協会副理事長。文化庁著作権分科会委員。

図書紹介



図書はフレンテみえ情報コーナーで、ホームページ「おすすぬ図書」で紹介しています。

「団塊老人」著者: 三田誠広 出版社: 新潮社 発行: 2004年7月

男女共同参画 News

平成19年4月1日から
男女雇用機会均等法が変わります!

女性労働者が男性と差別されることがなく働き続ける権利を保障するために昭和60(1985)年に成立した男女雇用機会均等法。女性だけでなく、男女ともに労働者が性別により差別されることがなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境をさらに整備するため、改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日から施行されます。ここでは、改正のポイントを紹介しします。



男性に対する差別も禁止されたことは最大のポイントですね。「間接差別」は、合理性のない体力や全国転勤を要件とするなどで、実質的に女性あるいは男性を排除することを言います。

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

*解雇に加え、その他の不利益取扱いも禁止されます。(例:降格、解雇、雇止め、減給、賞与等の不利益な算定、不利益な配置の変更など)
*妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得、その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります。



男性に対するセクハラも含められたんですね。セクハラ対策として、「行為者への厳正な対処の規定」「相談窓口を設ける」など、事業主が講ずべき措置が定められています。

セクシュアルハラスメント対策

女性に加え、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが事業主の義務となります。紛争が生じた場合、男女とも調停など紛争解決援助の申し出を行うことができるようになります。

これらのほかにも、「事業主が均等法に関する事項について、労働局長に虚偽の報告をした場合は過料に処せられる」こととなりました。



参考: 三重労働局雇用均等室「改正男女雇用機会均等法のポイント」

性別による差別禁止の範囲の拡大

*男性に対する差別も禁止されます。禁止される差別が降格、職種変更、雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても追加された他、配置に業務の配分や権限の付与が含まれることを明確化しました。
*間接差別が禁止されます。

働きながら、出産・子育てしたい女性にとって、こういった法が整備されていくのは嬉しいですね。



母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるようにするとともに、時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等健康管理のための措置を講ずることが義務となっています。紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申し出を行うことができるようになります。

もっと詳しく知りたい!

●厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>

●フレンテみえホームページ「参画ゼミ」でも「改正男女雇用機会均等法について」が開講中です。 <http://www3.center-mie.or.jp/center/frente/>

まめ知識

2007年
どんな年?

日本国憲法の施行から60年、還暦を迎えました。

日本国憲法の草案時、「女性の権利」を明記することに尽力した女性、ベアテ・シロタ・ゴードン。その結果、現行憲法第24条に「婚姻は、両性の同意のみに基づく」「夫婦が平等の権利を有する」という基本理念が掲げられました。

4/10
何の日?

日本で初めて女性の参政権が行使された日です。

1946年4月の総選挙で、女性立候補者83人中39人が当選し、初めて女性国会議員が誕生しました。当選した沢田ひさは三重県出身の女性代議士第1号です。フレンテみえでは「三重の女性史」作成に取り組んでいます。

「法律相談」第3土曜日は託児サービス(無料)を利用できます!
※「法律相談」のご予約時にお申込みください。

フレンテみえ相談室では、生き方や人間関係などについて広く一般の相談に応じる「電話相談」「面接相談」の他にも、各種の専門相談を行っています。「法律相談」では女性の弁護士が離婚や借金・女性への暴力などへの法的対処について、「男性のための相談」では男性相談員が夫婦・家族・職場・性などの問題についてご相談に応じます。また「女性のための健康相談」では三重県立看護大学助産師が年齢とともに変化する女性のからだや心についてご相談を受け付けています。いずれも無料、秘密厳守。どうぞお気軽にご利用ください。

フレンテみえ相談室では、男女がともに自分らしく生きていく上での様々な悩みについて相談をお受けします。

専用ダイヤル ☎ 059-233-1133

電話相談

相談時間	曜日	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00		●	●	●	●	●	●	●
13:00~15:30		●	●	●	●	●	●	●
17:00~19:00		●	●	●	●	●	●	●
	休日	●	●	●	●	●	●	●

※祝日の場合は9:00~12:00、13:00~15:30で受付

面接相談 予約制 面談 上記の時間に受付

女性の弁護士による

法律相談 予約制 面談 上記の時間に受付 第1・3(土)13:30~16:30

専用ダイヤル ☎ 059-233-1134

男性相談員による

男性のための相談 第4(土)10:00~12:00

三重県立看護大学助産師による

女性のための健康相談 第1~4(木) ※祝日を除く
13:00~15:00

相談室のパンフレットは、各市町の図書館・文化施設・男女共同参画担当課、各県民センター、近鉄津駅西口、三重県総合文化センター掲示コーナーなどに設置しています。

最新

まずはアクセスしてください!!

何が変わったの??

New

注目情報

最新のイベント情報&旬の話題をお届けします!

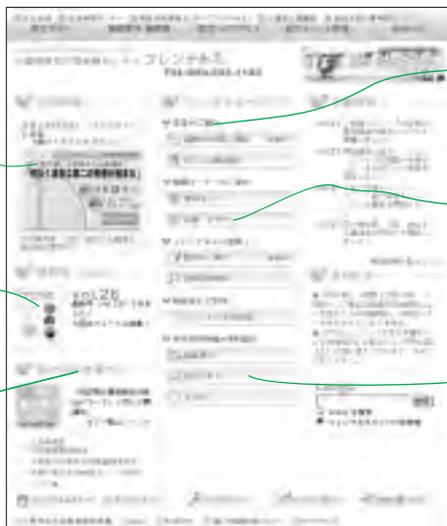
情報誌 Frenete

バックナンバーがみられるほか、この4月から最新号は見出しを付けて紹介しています!

男女共同参画ゼミ

Topページで開講中の講座を紹介しています!

フレンテみえのホームページがこの4月リニューアル!!



事業のご案内

募集中の事業、終了した事業報告に分けてフレンテの事業を紹介しています!

図書・ビデオ

男女共同参画のおすすめ図書などを紹介しています。フレンテみえでお引きする講師の方からのおすすめ図書情報も!

貸出パネル

フレンテみえオリジナルなど、随時新しいパネルを作成し、お知らせしています。

フレンテみえ

検索

簡単に検索
できます!

アドレスが変わりました!
<http://www3.center-mie.or.jp/center/frenete/>

New

男女共同参画情報

三重県の男女共同参画推進条例や推進状況についてご紹介いたします!

三重県男女共同参画センター
までのご案内



ご意見・ご感想をお寄せください!

情報誌 Frenete は、年4回(4, 7, 10, 1月)発行していきます。より良い誌面づくりのために、読者の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。

「もっとこんなテーマをとりあげてほしい」「わたしは男女共同参画推進のためにこんな活動をしています」といった情報などをお待ちしております。

左記宛先まで、お電話・FAX・E-mailなどでお気軽にご意見・ご感想をお寄せください。お寄せいただいたご意見は情報誌 Frenete の誌面作りの参考にさせていただきます。

● フレンテみえホームページでは、「情報誌 Frenete」の最新号やバックナンバーをご覧いただけます。

● ホームページでは随時情報を更新し、旬の話題に合わせた情報提供を目指しています。どうぞご活用ください!

[ホームページアドレス]

<http://www3.center-mie.or.jp/center/frenete/>

MIE CENTER FOR THE ARTS
三重県総合文化センター

三重県男女共同参画センター フレンテみえ

〒514-0061 三重県津市一身上津部田1234番地

TEL: 059-233-1130 FAX: 059-233-1135

URL <http://www3.center-mie.or.jp/center/frenete/>

E-mail: frenete@center-mie.or.jp